

実践報告

詐欺罪の実務的諸相

阪 井 光 平

- 第 1 はじめに
- 第 2 詐欺罪の構成
- 第 3 詐欺罪の実務的分類
- 第 4 おわりに

第 1 はじめに

詐欺罪は、犯人によるだます行為（欺罔行為）があり、それによって被害者がだまされ（錯誤）、その結果被害者が犯人に財物を交付したり、犯人が財産上不法の利益を得たりし（処分行為）、反面、被害者が財産上の損害を受けるというプロセスを経て成立する犯罪である。

近時は、特殊詐欺という、従来とは異なった類型の詐欺が横行し、特殊詐欺の被害が報じられない日はないといっても過言ではない。

自ずと詐欺罪は、お金が集まるところが舞台になるのであり、会社等法人が餌食になり、また、資産を有する個人がターゲットとなるなど、詐欺師が世に跳梁跋扈している状況にある。

科学技術の進歩、特にインターネットの普及により、決済手段の多様化が進み、暗号資産なる法定通貨以外の通貨が世に出ることになり、詐欺師の手段や目的物も大きく変化してきている。

また、従来はどちらかと言えば、単独で敢行されることが多かった詐欺罪

において、特に特殊詐欺にあつては、組織性が顕著に現れるようになっている。

このような、身近な犯罪といえる詐欺罪であるが、実務ではどのように扱われているのか、その観点から詐欺罪を整理することが本稿の目的である。

第2 詐欺罪の構成

刑法において、「詐欺」という見出しがついている犯罪は、次の3つであり、これらに未遂罪が規定されている。以下、条文の摘示においては、「刑法」を省略する。

(詐欺)

第246条 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(電子計算機使用詐欺)

第246条の2 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、10年以下の懲役に処する。

(準詐欺)

第248条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、10年以下の懲役に処する。

刑法における詐欺罪は、だます相手とだまし取った物(利益)によって区別されている。

だます相手については、基本形は246条であり、相手は錯誤に陥り財物を

交付するなどする上で、判断能力に問題のない人である。

相手が判断能力に問題がある人の場合は、そのような状況に乗じることをだます行為に準じるものとして詐欺罪と同様に扱うとするのが 248 条である。このように「乗じる」場合については、「未成年者の知慮浅薄」と「心神耗弱」が規定されている。

近時、認知症などで判断能力が減退した高齢者に、家屋のある箇所について、修理・修繕の必要がないのに、崩壊の危険性など虚偽の事実を解いて、法外な金額の工事を請け負う形を取って金銭を支払わせるという、いわゆる「リフォーム詐欺」が摘発されたとの報道に接したが、被害者の判断能力減退の程度が高い場合は、準詐欺罪で立件されたものと思われる。

だます相手が人ではない場合を規定するのが 246 条の 2 であり、ATM やインターネットバンキングの普及により、直接人を相手にしなくても、人の財産を自分のものにできるようになった。それで、「機械をだます」とでもいうべき犯罪が類型化され、それが電子計算機使用詐欺（246 条の 2）で、「人の事務処理に使用する電子計算機」に「虚偽の情報若しくは不正な指令を与え」ることなどが、人をだますことと同視されている。

さらに、詐欺罪は、何をだまし取るのかによって分類される。交付罪であるので、基本は、具体的な物が対象となり、246 条 1 項に「財物」とされているものがそれに当たり、248 条にも同じ文言がある。

これに対して、具体的な形を持たないものの、本来対価を支払わなければ得ることができないものを、人（又は機械）をだます（又は不正な操作をする）ことによってその恩恵に浴する場合について、246 条 2 項は、これを「財産上不法の利益」としており、246 条の 2 と 248 条にも同じ文言がある。

実務では、前者の「財物」をだまし取る類型を「一項詐欺」、後者の「財産上不法の利益」をだまして得る類型を「二項詐欺」と呼んでいるが、この分類は、財産罪全般に対してなされるもので、強盗罪（236 条 2 項）にも、恐喝罪（249 条 2 項）にも同様の規定があり、それぞれ「二項強盗罪」、「二項恐喝罪」と呼ばれている。

注意すべきことは、窃盗罪には二項犯罪の規定はなく、対象はあくまでも有形のものとされているということである。ガスは気体であるので有体物で

あるが、電気は無体物であり、刑法は特別の規定を置いて、電気を「財物とみなす」と規定している（245条）。

特殊詐欺を例にとって、実務がこれらの規定をどのように使い分けているかを見てみよう。

【事例①】 犯人が、孫を装って、被害者 A 方に電話をかけ、会社で不祥事を起こしたので、その穴埋めとして 100 万円が必要である、何とかしてほしいとうそを言い、金銭をだまし取った。

いわゆる「オレオレ詐欺」であり、特殊詐欺の原型であるといえる類型であるが、細分化してみる。

〔①－1〕 犯人甲が「息子の会社の同僚」などとかたり、被害者 A のもとに現れ、A から現金 100 万円を受け取った。

この場合は、246 条 1 項の詐欺罪となる。甲のような役割を演じる者は、捕まる危険性が高く、犯人集団からするといわば「捨て駒」であるが、「受け子」と呼ばれている。A は、いわゆるタンス預金からこの 100 万円を用意することが多いと思われるが、自己名義の定期預貯金や生命保険を解約して捻出することもある。金融機関や保険会社の職員の機転により、詐欺被害が防止されることもあるが、この種事案は、未だに後を絶たない。

〔①－2〕 被害者 A のもとに現れた甲は、A から A 名義のキャッシュカードを受け取り、近くのコンビニエンスストアで、店頭の ATM にそのキャッシュカードを挿入し、A から聞き出していた暗証番号を打ち込み、現金 100 万円を引き出した。

この場合は、甲に A のキャッシュカードという財物に対する詐欺罪が成立する。ATM から 100 万円を引き出した行為については、ATM 内の現金の管理者（通常は、ATM 運営を委ねている金融機関の責任者）を被害者とする窃盗罪が成立し、両罪は併合罪（45 条）の関係に立つ。もっとも、特殊詐欺の横行により、ATM からの 1 日の現金引出可能額については 50 万円程度に制限されていることが多く、100 万円を引き出すこと

は近時においては困難であろう。

[①-3] ①-2の事例で、甲は、ATMから現金を引き出さず、Aの口座から甲らが管理する口座に、キャッシュカードを使って100万円を振込送金した。

甲にキャッシュカードに対する詐欺罪が成立するのは同様であるが、ATMを使つての送金は、甲がAの預金から金銭を得る行為が窃盗罪になるのは、あくまでもATMから財物としての現金を引き出す場合であり、甲側の預金の残高を増加させるという利益は窃盗の対象とはならない。

この場合は、甲の不正送金は、ATMを介して金融機関の事務センターなどに設置されているコンピュータ(電子計算機)に虚偽の情報を与えて、甲ら管理の普通預金口座の元帳ファイルに100万円分の残高が増加したという記録を作り出して、その分甲らに財産上不法の利益を得させたということで、電子計算機使用詐欺罪が成立し、窃盗罪とは併合罪の関係に立つ。

講学上このようなパターンも想定しうるが、犯人側とすれば、もう一つ別の口座を用意する必要があり、その口座から現金を引き出す役割を果たす者も必要となり(「出し子」と呼ばれる。)、摘発の危険が増加することとなり、手っ取り早く現金を引き出せばよいのであって、現実にはこの手段が使われることはまずないと思われる。

[①-4] 孫を装った犯人は、被害者Aに電話をした際、振込先口座を伝え、その口座に振り込むことを求め、Aは、その指示に従って、100万円を振込送金した。

やはり特殊詐欺の横行により、1日の振込送金の限度額が低く抑えられているのが昨今であるが、振込送金の限度額に対する規制が緩かった時期は、この手の振込型の特殊詐欺が多く見られ、「振り込め詐欺」と呼ばれた。親族を装ったオレオレ型から、架空の株式割当ての権利が与えられたなどと持ちかけた後、そこから不正な名義貸しをしたなどと難癖を付け、解決金名目で金銭を要求して振り込ませるという、むしろ「特殊恐喝」と

というのが妥当とも思える手口が現れたが、そのパターンにおいても初期は振り込め型がよく使われた。

振り込め型の捨て駒は出し子であるが、送金と同時に遠隔地の ATM から現金を引き出せば、受け子のように「その場で逮捕」という危険性は低く、犯人側にはそれなりのメリットもあった。前述のとおり、送金額は規制され、引出額も低く抑えられるようになり、振り込め型が使われるのは、後述する「還付金詐欺」が主となる。

ところで、振り込め型の場合、被害者の振込みのパターンは、i)金融機関の窓口に出向き係員に依頼して行う、ii)ATM を操作して行う、iii)インターネットバンキングシステムを利用して行う、の三つが想定される。もっとも、被害に遭いがちな高齢者が、iii)によることは想定しにくい。おのずと i)か ii)となろうが、設例①-4 で、A は、窓口で行うにせよ、ATM を用いるにせよ、タンス預金から 100 万円を持ち出して行う場合と、現金を直接扱わず口座間送金をする場合のいずれかになる。

いずれの場合でも、甲らが管理する口座に 100 万円が入金されることになるが、このように預金残高が増えた場合の扱いについて、実務は、現金を持ち込む場合でも、口座間送金による場合でも、二項詐欺ではなく一項詐欺として処理している。インターネットバンキングシステムが使われても同じである。詐欺罪においては、口座内の預金は、ATM の普及などにより「容易に現金化しうる」ものとなったことから、現金という財物を詐取したのと同視して、246 条 1 項の詐欺罪として処理されている。したがって、甲は、同項の詐欺罪に問擬されることになる。

【事例②】犯人乙が、公務員などを装って、被害者 B 方に電話をかけ、公的医療保険の還付金があるので支払うから、キャッシュカードを持って、コンビニエンスストアの ATM に行くように B に指示した。それを信じた B は、コンビニエンスストアに行き、乙の電話での指示どおり操作した。現実には乙側の口座へ送金させるものであったが、B はそれに気付かず、言われたとおりの操作をし、自分の口座から乙側の口座に 48 万 5200 円を送金した。

いわゆる還付金詐欺であり、銀行の ATM コーナーに行くと、おしなべて「ATM では還付金は戻りません。詐欺です。」などとの掲示があるが、未だにこの手の被害は後を絶たない。警察庁が発表している特殊詐欺の手口別の統計によると、還付金詐欺の未遂を含む認知件数は、平成 18 年以降では、平成 20 年に 4539 件という第 1 のピークを迎え、以後は減少傾向にあったものの、平成 24 年からまた増え始め、令和 4 年は 4679 件、令和 5 年は 4184 件と高止まりしている。

事例①－3・4 では、被害者は、100 万円を犯人側の口座に振り込んだが、同事例では、被害者は、犯人側の口座に振り込む意思をもって振り込んでいるのであり、詐欺罪の成立の要件たる「財物の交付」が認められる。

しかしながら、事例②においては、被害者 B は、あくまでも自分の口座に金銭が振り込まれるものと信じ込んで ATM を操作したのであり、犯人の口座に振り込んでいるものと考えておらず、財物を交付する意思を欠いており、処分行為は認められず、乙に詐欺罪は成立しない。

この場合は、事例①－3 と同様に、乙には電子計算機使用詐欺罪が成立する。事例①－3 では、犯人甲自らが ATM を操作して金融機関のコンピュータに虚偽の情報を与えたが、事例②では、犯人乙は被害者 B を自己の手足のようを使って同様の行為をなしたとみるのである。

このように詐欺罪における交付行為は、客観的な行為に交付の意思が伴っている必要がある。この点について問題になるのが、「キャッシュカードのすり替え事案」である。

【事例③】犯人丙は、「銀行協会の職員」などを装って、被害者 C 方に電話をかけ、キャッシュカードが悪用されている可能性があるから、確認に行くなどと伝えた。これを信じた被害者 C は、自宅玄関において、丙（実際のところは、現れたのは丙以外の一昧に属する者であろうが、ここでは丙としておく。）と対峙することとなった。丙は、C に確認のためキャッシュカードを見せてほしいと言い、C は丙に自己のキャッシュカードを手渡した。丙は、C から暗証番号を聞き出した上、持参した封筒にそのキャッシュカードを入れて封をし、C に封印のために印鑑がいるな

どと告げた。Cは玄関を離れ、印鑑を取りに行くが、その隙に、丙は用意した無意味なプラスチックカードの入った封筒とCのキャッシュカードが入った封筒を入れ替えて、玄関に現れたCには、前者の封筒を渡して封印させ、連絡があるまで開封しないように告げた上、Cのキャッシュカードを持って立ち去った。

この例でもCは、形の上では、キャッシュカードを犯人丙に渡しているが、あくまでも確認のためであり、封印の上自分に返却されたものと思っているのであって、丙に渡しきりにしてしまう意思はない。この事例でも、被害者による財物の交付は観念されず、丙の行為は、Cの意思に反してCの財物を奪い取ってしまったものであり、窃盗罪に問擬される。

後に、このキャッシュカード使って丙（実際には丙の別の一味であろう。）がATMから現金を引き出したり、送金したりした場合の罪責は、事例①ー2・3と同様である。

第3 詐欺罪の実務的分類

1 給付型詐欺と非給付型詐欺

条文上の詐欺罪の分類については、上述のとおりであるが、実務的には、給付型詐欺と非給付型詐欺に分けることが重要である。給付型詐欺というのは、犯人側が、詐取の対象である財物や財産上不法の利益に対して、それと引き換えに一定の給付を行うことを約するパターンであり、基本的な例を挙げると、無銭飲食やタクシーの無賃乗車がそれに当たる。

もともと、これらについては、飲食代金や乗車賃について、犯人は明示的に、飲食終了時又は降車時にそれらを支払うと述べることはなく、飲食店において注文を開始した時点で、また、タクシーで行き先を告げた時点で、飲食終了時又は降車時に代金を支払うことを当然の前提としているとして、このような注文や指示を出すことに代金支払意思の表示が含まれていると考えて、支払意思なしにこのような注文や指示をすることは、「挙動による欺罔行為」とされる。

明示の給付型詐欺の典型は、寸借や架空事業等への資金としての金銭借用名目で、期限になると元金のほか市中金利をはるかに上回る利息の支払と元金の返還を約束して金銭を交付させるものや、虚偽の投資名目で、多額の配当の支払を約束して金銭を交付させるものである。お金を出してくれればいっいつにこれだけ支払うという嘘がこの種の詐欺の基本といえる。

これに対して非給付型詐欺は、犯人側が反対給付を約束しないもので、特殊詐欺はこの類型に当てはまるものが多い。オレオレ詐欺の場合は、孫を装う犯人は、被害者に対して急場をしのぐための金銭を用立ててほしいと頼むのであり、被害者に対しては贈与を求めることになり、被害者も反対給付を期待して金銭を交付するものではない。

昨今取り沙汰された新型コロナウイルス感染症対策として、地方公共団体が業者に委託して設けた PCR 無料検査所において、受検者数を水増しして補助金を請求するという事案や、雇用調整助成金について、架空の事実に基づいて請求する事案なども非給付型の詐欺である。

詐欺罪は、嘘をついて相手に金銭に代表される財物を交付させることを基本とする犯罪であるから、相手には反対給付を約束することがむしろ通常であるといえるところ、給付型詐欺と非給付型詐欺では、犯罪としての立件・立証においてどのような差が生じるか、それを考察するために、形式詐欺と実質詐欺の区別がまた重要となる。

2 形式詐欺と実質詐欺

形式詐欺と実質詐欺は、極めて実務的な考え方であり、特に検察庁では、この区分を重視している。

以下の事例を検討の題材とする。

【事例③】 丁は、コンピュータ関係のエンジニアで、業者 D からシステムの開発を委託された。報酬は 200 万円で、令和 6 年 6 月末日に支払われることになり、D はその旨の発注書を丁に交付し、丁は作業に取りかかった。

丁は、資金難に陥っており、反社会的勢力ともつながりのある高利の

金融業者から 100 万円を利息天引きの形で借りていた。100 万円の返済期日は同月 20 日であって、その日に必ず返済するように強く求められており、期限の延長は一切認められていなかった。丁は、旧知の会社社長 E に 100 万円を貸してもらおうと考えたが、E にはかつて窮地を救ってもらったことがあり、高利の業者からは二度と借金をしないと誓約したいきさつがあった。そこで、丁は、E に対して、「小学生の子供が難病にかかって、手術をしなければならなくなり、手術の費用として 100 万円を貸してもらえませんか。仕事の報酬が入るので、7 月 1 日には、利息 5 万円と共に必ず返しますから。」と涙ながらに訴えた。子供の難病罹患と手術の実施はいずれも嘘であった。

丁の話聞いて同情した E は、6 月 15 日、手術代として 100 万円を丁に渡した。丁は、同月 20 日、その 100 万円を金融業者への返済に充てた。ところが、コロナ禍によって、D の経営は著しく悪化しており、結局、丁は同月 30 日に D から委託料 200 万円の支払を受けることができず、同年 7 月 1 日に E に元金 100 万円と利息 5 万円を支払うことができなかった。D は、その後破産手続開始決定を裁判所に求めるに至ったが、丁の子供の話が嘘であったと知った E は、激怒して丁を詐欺で告訴する準備をしている。

この事例は給付型詐欺であり、丁は、E に利息と元金の合計 105 万円を 7 月 1 日に返すから、100 万円を貸してほしいと述べたが、100 万円の使途として難病の子供の手術代に充てるとした。

給付型詐欺においては、被害者を錯誤に導く犯人の欺罔行為は、この事例から分かるように、交付の動機を促す事実についての欺罔と、反対給付の意思・能力についての欺罔の両面が存在する。実務は、前者を欺罔行為の形式面、後者を実質面と捉え、給付型詐欺の場合は、実質面が殊更に重視され、形式面に嘘があっても、実質面に嘘がなければ詐欺罪は成立しないとされるといって過言ではない。おのずと、実質面の嘘が立証できないとなると、詐欺罪として立件しない、立件されたとしても起訴しないという扱いになりがちである。つまり、実質詐欺こそが詐欺罪であり、被害者の交付をもたらす重要な錯誤は、形式面の欺罔によりもたらされるのではなく、実質面の欺罔

によりもたらされると考えるのである。

本事例では、E が丁に 100 万円を交付する最大のモーメントとなったのは、子供が難病であり手術を受けるために必要でありそれを援助してやろうという思いではなく、丁の返済に対する信頼であるとするのが実務の考え方であり、丁が D から 6 月 30 日に 200 万円の支払を受けることになっていたという事実が否定されない以上、丁の支払能力に関する欺罔は認められず、いかに E が「自分は丁が子供の手術代に充てるからこそ 100 万円を丁に渡したのであり、それが嘘だと分かっていたら絶対に渡すことはなかった。」と供述したとしても、丁が詐欺罪で起訴されることは困難であろう。

これが非給付型詐欺になると、犯人の支払意思・能力は問題にならず、形式面がクリアされれば、詐欺罪の立件には問題は生じない。オレオレ詐欺を代表とする特殊詐欺は、ほとんど形式詐欺であり、犯人の述べた形式面が嘘であると立証できればよいのであり、オレオレ詐欺や還付金詐欺を見れば分かるようにその立証は容易である。

3 特殊詐欺と従来型の詐欺

警視庁のウェブサイトでは、特殊詐欺は次のように定義されている。

特殊詐欺とは、犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のことです。

このような特殊詐欺においては、犯人の追求は困難であり、ここが従来型詐欺と根本的に異なるところである。従来型の詐欺にあつては、犯人は被害者に面と向かい、被害者と表向きの人間関係を作り、自分を信用させる基盤を設けた後に、まことしやかな嘘を付いて、被害者から金銭等財物をだまし取るのであり、犯人が誰であるかは被害者には分かっているのが通常である。ところが、特殊詐欺にあつては、被害者のところに突然電話がかかってきた

り、架空の請求書が葉書や電子メールで届いたりするのであり、被害者と犯人の間の濃厚な接触はまず存在しない。被害者の前に登場するのは、せいぜい末端の受け子のみであり、首謀者が被害者の面前に現れることはない。

捜査の局面では、特殊詐欺においては、欺罔行為の解明と特定はほぼ問題にならず、誰が犯人であるかを特定すること、とりわけ首謀者を解明することに重点が置かれる。

特殊詐欺が従来型詐欺と異なる点としては、さらに、犯人側の組織性が顕著であるということも指摘できよう。従来型詐欺は、犯人はむしろ単独で詐欺を敢行するのが通常であったところ、特殊詐欺にあっては、首謀者の下に、電話をかける者（架け子）、被害者の下に出向いて現金を受け取る者（受け子）、口座に振り込まれた金銭を ATM で現金化する者（出し子）、このような実行者を誘い入れる者（リクルーター）などという分業が見られる。これらの者のリクルートは、近時はいわゆる「闇バイト」としてインターネットを通じて行われるようになり、別の意味で社会問題化している。

また、特殊詐欺は、電話が欺罔の最たるツールとして使われており、どこからでも発信できるのであり、海外に架け子の拠点が置かれたり、首謀者自体が海外にいてそこから指示を出したりする事例が複数摘発されている。

筆者宅にも、新聞に所轄警察署からの注意喚起文書が折り込まれた。それには「国際電話番号による特殊詐欺が急増中！！」との見出しの下、「+1 や +44 などから始まる表示のある電話には出ない、かけ直さないように注意してください。」との記載があり、国際電話の発信・着信を、警察署において無償で休止することができることまで書かれている。

第4 おわりに

近時、いわゆる SNS が欺罔行為の場となり、そこに有名人を登場させた偽のメッセージを掲載して、虚偽の投資話を伝えて金銭をだまし取ったり、疑似恋愛感情を醸し出させて、結婚をほのめかすなどして事業資金等の名目で金銭を支払わせたりする手口も増えていると報じられている。

また、詐取の目的物の「金銭」も法定通貨以外に、暗号資産とされる事案も散見されるようになっており、詐欺は着実に「進化」を遂げている。

詐欺罪においては、特殊詐欺に代表される、犯人の匿名化、犯罪の組織化・国際化が進む一方で、依然として従来型の詐欺も頻繁に生起しており、筆者のもとには被害者からの相談がひっきりなしに舞い込んでいる状況にある。

詐欺師は、ほぼ確実に「返すつもりだった」、「支払うつもりだった」などと弁解して、欺罔行為の実質面を否認する。給付型詐欺においては、形式面の嘘の程度が大きいときは、実質面の立証にやや難があっても、被害者の交付行為をもたらした重要な要素は、形式面での欺罔行為による錯誤であったとして、積極的に詐欺罪を立件していく姿勢を捜査機関側が持つことが、詐欺被害撲滅に通じる一つの方策であると考えることが多い昨今である。